

# 令和8年度介護事業所ハラスメント対策研修事業 基本仕様書

## 1 業務名

令和8年度介護事業所ハラスメント対策研修事業委託業務（以下「業務」という。）

## 2 業務の目的

2021年から2023年度の「介護労働実態調査」において、利用者や利用者の家族等からセクハラ・暴力・暴言・介護保険以外のサービスを求められる等のハラスメントを受けたことがある介護職員等の割合が増加している。また、2021年度介護報酬改定において、介護事業者は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から職場におけるハラスメントの防止のための措置を講ずることとされるなど、介護現場では利用者又はその家族等からのハラスメントの防止が求められている。したがって、介護事業所の管理者等に対し研修を行い、各事業所においてカスタマーハラスメントを始めとするハラスメントの未然防止等の取り組みを支援し、事業者及び介護従事者の負担の軽減を図る。

## 3 研修内容等

- (1) 対象者 愛知県内の介護保険事業所において管理監督の立場にある者
- (2) 研修地 愛知県内（ただし、尾張地区及び三河地区で各1回以上開催すること）
- (3) 開催回数 2回以上
- (4) 定員 合計300名以上（ただし、各回で偏りが起きないようにすること）
- (5) 研修時間 2～3時間程度
- (6) 受講料 無料
- (7) 研修内容 介護現場で発生するカスタマーハラスメントを始めとするハラスメントを理解し、その未然防止や発生直後に求められる対応方法を習得する。

## 4 業務内容等

### (1) 研修の事前準備

#### ア 講師の選定

下記要件を全て満たし、研修内容を参加者に教えることができる者を講師として選定すること。

- ① 各種ハラスメントについての専門的知識を有していること。
- ② 介護職員が働く現場の特性についての理解があること。
- ③ 介護職員からのハラスメントの相談について事例紹介ができること。
- ④ 当該趣旨と類似する研修講師実績があること。

#### イ 研修計画の作成

研修計画を作成し、県が別途指定する期日までにデータを提出すること。

#### ウ 資料の作成

研修当日に用いる資料を準備し、参加者数に応じて印刷すること。資料の作成に当たっては、案を作成し、県が指定する期日までに承認を得ること。講師が個別に資料を準備する場合は、県が指定する期日までにデータを提出すること。

#### エ その他

参加者から障害等を理由とする、筆談、読み上げ、手話などによる意思疎通の配慮についての表明があった場合、全て受託者の責任において対応すること。

### (2) 研修参加者の募集・決定

#### ア 研修の周知

研修に関するチラシを作成し、研修日の60日前までにデータ及び県が指定する部数を県宛てに送付すること（想定部数は約800部）。

チラシのデザインは集客につながるような効果的な案を作成し、県が指定する期日までにデータを提出し、承認を得ること。

このほか、インターネット、SNS等を活用し、効果的な事業周知方法を提案し、実施すること。

なお、本契約による委託とは別に、県はホームページ等で本業務に関する広報等を実施する。

#### イ 希望者の受付

受付の方法は原則として電子メールもしくは二次元コードによる電子申込みによるものとし、その他の方法による場合には事前に県の詳細を得ること。

#### ウ 参加者の決定

参加希望者が定員を超過した場合は先着順により参加者を決定するものとする。

#### エ 決定通知等の通知

各回の研修の開始日の2週間前までに参加者に決定通知を、不参加決定者には不決定通知を行うこと。決定通知には会場へのアクセス方法や、駐車場の有無、会場内での温度調整等について詳細に記載すること。

#### オ その他

参加者の決定後、研修参加者に対し、ハラスメントに関わる質問等を事前に募集し、可能な限り研修内で回答すること。

(3) 研修当日に行うこと

ア 会場の設営

会場設営に関しては、全て受託者の責任において行うこと。

イ 研修の受付

受付において出席確認を行い、参加者に研修資料の配布を行うこと。

ウ 進行と運営

研修がスムーズに行えるよう進行管理を行うこと。

エ アンケートの実施

参加者へ無記名方式のアンケート（10問程度）を実施し、回収の上集計すること。

5 その他

(1) この基本仕様書に定めるもののほか事業の詳細については、乙の企画提案書のとおりとする。

(2) この基本仕様書及び乙の企画提案書に定める事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、これを定める。

(3) 本業務の実施に当たっては、綿密に甲と協議するとともに、進捗状況を逐次報告すること。

(4) 本業務に係る会計監査等が行われる際、乙は協力すること。

(5) 乙は事業完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を甲の求めに応じて、閲覧に供することが出来るように保存すること。